

奈良県告示第二百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和六年十月八日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定公金事務取扱者の名称
地銀ネットワークサービス株式会社
- 二 指定公金事務取扱者の所在地
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号
- 三 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和六年三月二十九日
- 四 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和六年四月一日
- 五 委託した公金事務に係る歳入
使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、分担金、負担金及び不動産売払代金
- 六 公金事務を行う期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで